

道の駅あつみ移転整備事業

基本協定書（案）

令和5年5月

山形県鶴岡市

目 次

| | | |
|--------|--------------------|---|
| 第 1 条 | (用語の定義) | 1 |
| 第 2 条 | (目的) | 1 |
| 第 3 条 | (当事者の義務) | 1 |
| 第 4 条 | (JV の組成) | 2 |
| 第 5 条 | (SPC の設立) | 2 |
| 第 6 条 | (株式の譲渡等) | 2 |
| 第 7 条 | (業務の実施) | 3 |
| 第 8 条 | (基本契約の締結) | 3 |
| 第 9 条 | (出資者保証書等) | 4 |
| 第 10 条 | (準備行為) | 4 |
| 第 11 条 | (資金調達) | 4 |
| 第 12 条 | (基本契約不調の場合の処理) | 4 |
| 第 13 条 | (有効期間) | 4 |
| 第 14 条 | (談合等の不正行為に係る損害の賠償) | 5 |
| 第 15 条 | (秘密保持) | 6 |
| 第 16 条 | (基本協定の変更) | 6 |
| 第 17 条 | (準拠法及び裁判管轄) | 6 |
| 第 18 条 | (その他) | 6 |

道の駅あつみ移転整備事業（以下「本事業」という。）に関して、鶴岡市（以下「市」という。）と、入札参加グループ[]の設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業、並びに付帯事業実施企業（入札参加資格審査書類様式1-1「参加表明書」にそれぞれ明記された者をいう。総称してまたは個別に以下「落札者グループ」という。）との間で、以下のとおり合意し、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。なお、入札説明書等で使用される用語は、特に本基本協定書で定義されているものを除き、本基本協定においても入札説明書等での意味を有するものとする。

- (1) 「JV」とは、本基本協定に基づき、設計企業、工事監理企業、及び建設企業により設立される共同企業体をいう。
- (2) 「SPC」とは、本基本協定書に基づき、次に規定する代表企業、構成企業、または代表企業及び構成企業以外の者により設立される本事業の維持管理及び運営業務を遂行する特別目的会社をいう。
- (3) 「代表企業」とは、落札者グループのうち、SPCに出資しかつ出資者中最大の出資割合を負担する者をいう。
- (4) 「構成企業」とは、落札者グループのうち、SPCに出資する者をいう。

（目的）

第2条 本基本協定は、本事業に関し、落札者グループが落札者として決定されたことを確認し、市とJV及びSPCとの間で、道の駅あつみ移転整備事業基本契約（以下「基本契約」という。）の締結に向けて、市及び落札者グループ双方の義務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第3条 市及び落札者グループは、市とJV、SPCとの間で締結する基本契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

- 2 落札者グループは、基本契約の締結のための協議において、入札説明書等及び事業提案書の内容を遵守し、並びに道の駅あつみ移転整備事業 DBO 民間事業者選定委員会の意見・指摘事項及び市の要望事項を尊重しなければならない。
- 3 本市は、基本契約の締結までの間、落札者グループ全てに通知、連絡を行う必要はなく、代表企業にのみ通知、連絡することで足りるものとする。代表企業は、[設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業、並びに付帯事業実施企業]を適切に指導、調整し、本事業の遂行に努めるものとする。

- 4 市及び落札者グループは、基本契約締結後も本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。

(JV の組成)

- 第4条 設計企業、建設企業及び工事監理企業は、本基本協定締結後、速やかに JV を組成し、その共同企業体協定書の原本証明付写しを市に提出しなければならない。
- 2 JV は、代表者を定めるものとし、代表者は最大の出資割合を占める者とする。
 - 3 JV は存続期間を定めるものとし、本施設の引渡し後 6 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

(SPC の設立)

- 第5条 代表企業及び構成企業は、本基本協定締結後、速やかに SPC を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立し、その商業・法人登記簿謄本、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを市に提出しなければならない。なお、当該株式会社は、鶴岡市内に設立するものとするが、事業予定地内に設立してはならない。
- 2 運營業務を行う者を含むは、必ず SPC に出資しなければならない。
 - 3 代表企業は、事業期間を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとし、代表企業及び構成企業の出資比率の合計は出資額全体の 50%を上回らなければならない。なお、代表企業が保有する議決権の割合は、SPC の総株主の議決権のうち最大の割合とし、代表企業及び構成企業が保有する議決権の合計割合は、SPC の総株主の議決権の 50%を上回らなければならない。
 - 4 SPC の定款には、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限を規定しなければならない。
 - 5 代表企業及び構成企業は、出資者保証書（別記様式第 1 号）に定める数量の SPC の株式の引受を行うものとする。
 - 6 代表企業及び構成企業は、次条に規定する場合を除き、事業期間中、SPC の株式を譲渡することはできない。
 - 7 代表企業及び構成企業は、SPC の定款の変更を行う場合には、事前に市に通知し、変更後の定款の原本証明付写しを市に提出するものとする。

(株式の譲渡等)

- 第6条 代表企業及び構成企業は、入札説明書等に示す事業期間が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、保有する SPC の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、市の事前の書面による承諾を得なければならない。

- 2 代表企業及び構成企業は、前項の規定に基づき市の承諾を得て SPC の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結後、速やかに市に提出しなければならない。

(業務の実施)

第7条 落札者グループは、JV により本事業の設計業務、建設業務、工事監理業務を行わせるものとする。

- 2 落札者グループは、SPC による本事業の維持管理及び運営業務の実施に関し、維持管理業務に係る業務を[]に、運営に係る業務を[]に、それぞれ委託させるものとする。
- 3 市と SPC との間で維持管理運営業務委託契約が締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託する者と SPC との間において、各業務に関する業務委託契約又はこれらに代わる覚書等（以下「委託契約等」という。）を締結させるものとする。また、当該委託契約等の締結後、速やかに、当該委託契約書等の写し等、各業務を委託した事実を証する書面を、市に提出するものとする。
- 4 JV を構成する設計企業、建設企業、及び工事監理企業、並びに SPC から業務を受託した者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

(基本契約の締結)

第8条 市と JV 及び SPC は、本基本協定締結後、令和 6 年 2 月下旬に基本契約を締結するものとする。

- 2 市は、第 14 条第 1 項に規定する場合を除き、落札者グループの責めに帰すべき事由により JV 及び SPC と基本契約を締結することができない場合には、落札者グループに対し違約金を請求することができるものとする。なお、違約金は、代表企業が本市に令和 5 年 10 月●日に提出した入札書に記載の設計業務、建設業務及び工事監理業務に係るものの合計金額に消費税等相当額を加えたものの 10 分の 1 に相当する金額とする。
- 3 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 落札者グループが前 2 項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、落札者グループは、未払額につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、本基本協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

(出資者保証書等)

第9条 代表企業及び構成企業は、基本契約の締結の日において、出資者保証書（別記様式第1号）を市に提出するとともに、代表企業は、SPC設立時に、SPCの株式を保有する代表企業及び構成企業以外の者から、誓約書（別記様式第2号）を徴求して市に提出しなければならない。

(準備行為)

第10条 落札者グループは、基本契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力しなければならない。

- 2 前項の準備行為の結果は、基本契約締結後、JV又はSPCが速やかにこれを引き継ぐものとする。

(資金調達)

第11条 代表企業及び構成企業は、落札者グループが本事業に関して市に提出した事業提案書に従い、SPCへの出資、出資者の募集、その他事業予定者の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

(基本契約不調の場合の処理)

第12条 市とJV及びSPCとの間で基本契約の締結に至らなかった場合には、第8条第2項から第4項まで及び第14条に規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、市及び落札者グループが本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、また、市及び落札者グループは、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(有効期間)

第13条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、基本契約のすべてが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第8条第8項から第10項まで、第12条、第14条、第15条及び第17条の規定の効力は存続するものとする。

- 2 基本契約が締結に至らなかった場合には、基本契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第8条第9項から第11項まで、第12条、第14条、第15条及び第17条の規定の効力は存続するものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第14条 市は、第8条第1項から第4項の規定にかかわらず、基本契約締結前に、本事業の入札手続に関し、落札者グループのいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、JV及びSPCとの間で基本契約等を締結しないことができる。

- (1) 事業者グループのいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起しなかったとき。
- (2) 事業者グループのいずれかが独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 事業者グループのいずれかが独占禁止法第7条の2第1項ただし書又は第7条の9第1項ただし書若しくは同条第2項ただし書の規定による命令を受けなかったと認められるとき。
- (4) 事業者グループのいずれかが独占禁止法第7条の4第7項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。
- (5) 事業者グループのいずれかが第1号又は第2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (6) 事業者グループのいずれかの役員又はその使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 市は、基本契約等締結後に、本事業の入札手続に関し、前項各号のいずれかの事由が生じたときは、基本契約等を解除することができる。

3 市は、入札説明書等に示す事業期間にかかわらず、本事業の入札手続に関し、第1項各号のいずれかの事由が生じたときは、基本契約を締結又は解除するか否かを問わず、落札者グループに対し、代表企業が本市に令和5年10月●日に提出した入札書に記載の金額に、消費税等相当額を加えたものの10分の2に相当する額を賠償金として、請求することができるものとする。

4 前項の規定は、市に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

5 落札者グループが第3項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、落札者グループは、未払額につき、当該期間を経過した日から支払をする日

までの日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

(秘密保持)

第15条 市及び落札者グループは、本基本協定に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、代表企業及び構成企業が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

第16条 本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第17条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、山形地方裁判所鶴岡支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第18条 本基本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じ市及び落札者グループ協議のうえ、定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、市及び落札者グループが記名押印のうえ、市及び落札者グループの代表企業がそれぞれ1通を保有する。

令和5年1月●日

(市)

印

落札者グループ

(代表企業・●●企業)

印

(設計企業)

印

(建設企業)

印

(工事監理企業)

印

(維持管理企業)

印

(運営企業)

印

(付帯事業実施企業)

印

令和 年 月 日

鶴岡市長 様

出 資 者 保 証 書

鶴岡市（以下「市」という。）及び[(JV)]と[]（以下「SPC」という。）の間において、令和 5 年 2 月 ● 日付けで締結された道の駅あつみ移転整備事業に係わる基本契約に関して、SPC の株主である[]、[]、[]、[]及び[]（以下「当社ら」という。）は、貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、基本契約書に定めるとおりとします。

記

1 SPC が、令和 5 年 ● 月 ● 日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。

2 (1) 本日時点における SPC の発行済株式総数は[]株であること。

(2) 本日時点における当社らの保有する SPC の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社がそれぞれ保有すること。

(3) 本日時点における当社ら以外の者が保有する SPC の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社がそれぞれ保有すること。

3 SPC の本日現在における株主構成は、当社らが保有する議決権の合計割合が全議決権の 50%を超える議決権を保有しており、かつ、[(代表企業)] の議決権保有割合が株主中最大となっていること。

4 SPC が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。

5 当社らは、本契約が終了する時まで SPC の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する SPC の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合においても、貴市の事前の書面による承認を得て行うこと。貴市の承認を得て、当社らが保有する SPC の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。

以上

(代表企業)

印

(構成企業)

印

(構成企業)

印

(構成企業)

印

(構成企業)

印

令和 年 月 日

鶴岡市長 様

誓 約 書

鶴岡市（以下、「市」という。）及び[(JV)]と[]（以下「SPC」という。）の間において、令和 6 年 2 月 ●日付けで締結された道の駅あつみ移転整備事業に係わる基本契約に関して、当社は、貴市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、基本契約書に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する SPC の株式の総数は、[]株であること。
- 2 当社は、基本契約が終了する時まで SPC の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。貴市の承認を得て、当社が保有する SPC の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。
- 3 当社が保有する SPC の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し貴市に提出すること。

以上

（出資者）

印